

「令和4年度SDGs達成のための教育推進事業」業務委託に係る
企画プロポーザル実施要領

この要領は、令和4年度SDGs達成のための教育推進事業に係る業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案審査会の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 事業目的

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」を理念に、経済、社会、環境など課題解決のため、2030年までに達成すべき目標として定めた17のゴールと169のターゲットからなり、現在、国、地方自治体、民間企業等が課題解決に向けた活動を推進している。

沖縄県教育委員会では、教育分野におけるSDGsの普及を図り、新しい時代に必要となる自立的に考え行動に移す力、問題解決能力等の資質・能力を有する人材の育成を図る。

2 プロポーザル概要

(1) 名称

「令和4年度SDGs達成のための教育推進事業」業務委託に係る企画プロポーザル
(以下、「企画プロポーザル」という)

(2) 方法

企画提案書と見積額との内容による企画プロポーザル

(3) 実施期間

契約締結日から令和5年3月14日まで

(4) 業務内容

「令和4年度SDGs達成のための教育推進事業」業務委託に係る企画提案仕様書
(以下、「仕様書」という)を参照すること

(5) 委託料予算上限額

7,000千円(消費税および地方消費税を含む)

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容にかかる予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

※参考：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄警察本部に照会する場合がある。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

- (8) 労働関係法令を遵守していること。

- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

- (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
- (12) 共同事業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
 - ①共同事業体を代表する法人が応募を行うこと。
 - ②共同事業体を構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する 1 名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ③全ての構成員が上記の応募資格（1）から（8）までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格（9）から（11）までの要件を満たすこと。
 - ④共同事業体の構成員は、当事業に応募する他の共同事業体の構成員となることとはできない。

4 質疑応答

質問は、「【様式1】質問書」をFAXまたはメールにより受け付ける。FAXまたはメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和4年5月18日（水）～5月23日（月）

(2) 提出場所

下記「13 お問合せ・提出先」参照

(3) 質問事項に対する回答は、生涯学習振興課ホームページに掲載する。

5 企画プロポーザル参加申込

企画プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

(1) 提出書類

【様式2】企画提案参加申込書 1部

(2) 提出期限

令和4年5月31日（火）17時（必着）

(3) 提出場所

下記「13 お問合せ・提出先」参照

(4) 提出方法

FAXまたはメールにより提出すること。FAXまたはメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。

6 企画提案書等の提出

「【様式2】企画提案参加申込書」を提出した者は、下記の書類を作成し、提出すること。

(1) 【様式3】企画提案応募申請書

(2) 会社概要書（組織図、業務内容等）

- (3) 実績書
 - (4) 決算書（直近3期分）
 - (5) 企画提案書（以下の①～②の具体的な提案内容を記載すること）
 - ① 児童生徒にSDGsを普及啓発するためのデジタル教材・資料の作成
 - ② ESD・SDGsに関連した実践事例集の作成
 - (6) 委託業務見積書

積算の項目は次の内容で作成すること。

 - ① 直接人件費
 - ② 旅費
 - ③ 消耗品費
 - ④ 印刷製本費
 - ⑤ 通信運搬費（事業実施に係る通信費等）
 - ⑥ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）
 - ⑦ 消費税（10%で計上）
 - ⑧ その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※ 各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。
 - (7) 委託業務スケジュール
 - (8) 事業運営に係る組織体制
 - (9) 【様式4】誓約書
 - (10) 共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※共同企業体の場合は、参加企業ごとに【様式5】を提出するとともに、共同企業体協定書を提出すること。
- (注)① 上記(2)～(7)の作成にあたっては、仕様書を参照すること。
 ② 上記(2)～(8)は、任意の様式により作成すること。

7 企画提案書等の提出期限等

企画提案書等は、下記により郵送または持参することにより受け付ける。なお、郵送の場合は書留郵便で行うこと。

- (1) 提出期限

令和4年6月2日（木）15時（必着）
- (2) 提出場所

下記「13 お問合せ・提出先」参照
- (3) 提出部数

紙資料10部
 （但し、【様式3】【様式4】【様式5】は各1部）

8 企画提案書等の体裁等

- (1) 原則としてA4版とする。(ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3にして折り込むなど、理解しやすいように適宜、工夫すること。)
- (2) 1部のみ企画提案書等表紙下部中央に各社与えられた番号と社名を表示すること。
残り9部については、表紙を含む企画書内に社名の表示を行わず、企画提案書表紙下部中央に各社与えられた番号を記載すること。
- (3) 「6(8) 事業運営に係る組織体制」については、1部のみ企画書表紙下部中央に各社与えられた番号と社名を記載すること。残り9部については、社名の表示は行わず、組織体制に制作に関わる予定の担当者名を記載すること。

9 企画提案書等の審査

(1) 第一次審査(書面審査)

沖縄県教育庁生涯学習振興課において、応募資格の確認等を内容とする一次審査(書類審査)を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社を選定する。選定された事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション審査)

沖縄県に設置する選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、第二次審査の結果については、後日、電子メール及び書面にて通知する。

① 開催日時：令和4年6月15日(水)10時～(予定)

② 開催場所：沖縄県教育庁13階 第1.2会議室(予定)

③ 各提案者の持ち時間は15分程度とし、プレゼンテーション後、5分程度を質疑応答時間とする(PCやプロジェクター等の使用可)。

10 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的で実現性が高く、優れた提案となっているか。
- (3) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されているか。
- (4) 類似事業の契約実績等があり、かつ確実に業務委託を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (5) 予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

11 委託業者決定までのスケジュール

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 公募開始 | 令和4年5月18日(水) |
| (2) 質疑応答 | 令和4年5月18日(月)～5月23日(月) |
| (3) 企画提案参加申込書提出期限 | 令和4年5月31日(火)17時(必着) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和4年6月2日(木)15時(必着) |
| (5) 第一次審査(書面審査)結果通知 | 令和4年6月8日(水)(予定) |
| (6) 第二次審査(プレゼンテーション) | 令和4年6月15日(水)10:00～(予定)
沖縄県庁13階第1.2会議室(予定) |
| (7) 審査結果通知(委託予定業者通知) | 令和4年6月21日(火)(予定) |

12 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者(又は1共同企業体)につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (8) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則第101条第2項

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあたっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び

会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履保証契約を締結したとき。

- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納させるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社お及び公団を含む。）もしくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給もしくは公共放送等の受信等交易独占事業に係る契約又は主務大臣が許可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問合せ・提出先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2（県庁 13 階）

沖縄県教育庁 生涯学習振興課

生涯学習班 担当：島袋里映

TEL：098-866-2746 FAX：098-863-9547

E-mail:shimabre@pref.okinawa.lg.jp